



# 配偶者暴力被害者 支援ハンドブック



## はじめに

配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、家庭という私的な生活の場で発生する問題であるがゆえに、顕在化しにくく、ひそかに被害者に恐怖や不安を与え、その尊厳を著しく傷つける行為です。

暴力には、「なぐる」「ける」といった身体的暴力だけではなく、侮辱的な言動による精神的暴力や意に反する性行為の強要等の性的暴力も含まれ、長期間にわたって様々な暴力をふるわれ続ける場合も多く、被害者に深刻なダメージを与えています。

被害者は、こうした状況を一人で何とかしようとして悩み、苦しんでいることが多いため、何よりも周りの方々の「気づき」が、大切になります。

本書は、こうした被害者と身近に接する機会のある方々へ、実態を認識したうえで、被害者の早期発見と被害者に対する情報提供や助言等の手助けをして頂くことを目的に作成しました。

### ▼使用する用語について・・・

- 配偶者暴力は、一般に「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という言葉も使われますが、この言葉を直訳すると「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子供に対してふるう暴力など、高齢者や子供などに対する家庭内での暴力を含めて使用される場合があります。このため、本誌では固有名詞を除いて、基本的に「DV」という言葉は使わず、**「配偶者暴力」**という言葉を使用します。
- 配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には婚姻届を出していないいわゆる「事実婚」や離婚後も引き続き暴力を受けている場合も含まれます。本誌においては、法律を根拠とする一時保護や保護命令など一部の事柄を除き、「配偶者」には恋人など親密な間柄にあるパートナーも含むこととします。
- 配偶者暴力を受けている者を**「被害者」**、各支援機関で支援を行う者を**「支援者」**と表現します。

# 目次

<b>I 配偶者暴力とは</b> .....	3
1 配偶者暴力についての基本認識 .....	3
2 東京都における配偶者暴力の現状 .....	4
<b>II 初期対応の重要性と心構え</b> .....	6
1 気づき・発見 .....	6
2 対応上の留意点 .....	6
<b>III 被害者に対する支援</b> .....	8
被害者支援の流れ .....	8
1 初期対応 .....	9
2 関係機関の対応 .....	13
3 被害者の自立支援 .....	17
<b>IV 様々な背景を持つ被害者への支援</b> .....	22
1 こころのケア .....	22
2 子どものケア初期対応 .....	23
3 外国人の被害者への対応 .....	24
4 障害のある被害者への対応 .....	26
<b>V 各機関の役割</b> .....	27
1 中心的な役割を担う機関 .....	27
2 主に初期対応を担う関係機関・関係者 .....	29
3 相談時に連携し協力が必要となる主な機関 .....	30
<b>VI 各支援・関係機関連絡先一覧</b> .....	32
<b>VII 区市町村の配偶者暴力相談窓口</b> .....	34

# I 配偶者暴力とは

1

## 配偶者暴力についての基本認識

### (1) 配偶者暴力の形態

配偶者暴力というと、なぐる、けるなどの身体的な暴力だと思われがちですが、大声を出して威嚇する、交友関係を監視する、人格を否定するような暴言を吐く、性行為を強要するなどの行為も、配偶者暴力の一形態です。これらの暴力は、単独で行われることは少なく、多くの場合、何種類かの暴力が重なって起こります（表：参照）。

暴力は加害者への従属を強いたり、感情のはげ口とするために用いられるなど、暴力を受ける相手の苦しみや屈辱を無視して行われることが多くあります。暴力は対等な人間関係のもとで生じることは少なく、力などにより相手を支配するための手段として行われるものといわれています。

### (2) 暴力の影響

配偶者暴力は、あざや骨折といった身体的影響だけでなく、被害者の精神面にも大きな影響を及ぼします。暴力を受け続けた結果として、「誰も助けてくれる人はいない」というあきらめや無力感、「相手が暴力をふるうのは、自分に非があるからだ」という自責の念を抱く被害者も多くいます。

こうした精神面の影響により、被害者は暴力の被害の状況をうまく話せないこともあります。そのような場合でも、支援者は被害者の能力や人格に問題があると捉えるのではなく、暴力の影響による被害者の精神状態を理解し、対応することが必要です。

### (3) 複合的な問題

加害者や被害者のなかには、アルコール依存や薬物依存、精神疾患等の問題を抱えている人がいます。また、子どもの頃に性的虐待や暴力を受けて育っているなど、それぞれの抱えている問題が、暴力と密接に関わっていることも少なくありません。

被害者は多様で、介護の必要な高齢者や生活スキルの低い若年者、在留資格のない外国人といった人たちが被害を受けていることもあります。

表 暴力の形態例

身体的暴力	なぐる ける ものでなぐる 髪をひっぱる 腕をねじる 首をしめる 引きずりまわす 物をなげつける 等
精神的暴力	大声でどなる 何を言っても無視をして口をきかない 「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う 実家や友人とのつきあいを制限したり電話や手紙を細かく チェックしたりする 仕事を辞めさせる 人前でバカにしたり、命令口調でものを言ったりする 大切な物を壊したり捨てたりする 生活費を渡さない 子どもに危害を加えるといつて脅す 等
性的暴力	見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌等を見せる 嫌がっているのに性行為を強要する 中絶を強要する 避妊に協力しない 等

2

東京都における配偶者暴力の現状

東京都では、配偶者暴力相談支援センターを中心に相談や一時保護を行っています。相談件数は配偶者暴力防止法が制定・施行された平成13年度に比べると約3倍に伸びてこの数年は1万件近くに、保護件数は約2倍に伸びて600件を超える状態が続いています。

また、相談者の8割以上に子どもがおり、加害者からの暴力が子どもに及んでいる家庭が5割を超えています。直接暴力を受けていない場合でも子どもに対しては様々な影響があります。

相談者のおよそ半数に収入が無く、加害者のもとを離れるにあたり、多くの不安を抱えていることがわかります。

配偶者暴力の加害者に一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収に関係がないと言われています。人当たりが良く、社会的にも信用があり、周囲からは「家で暴力をふるっているとは想像できない」と思われている人もいます。

図1 相談者の子どもの有無

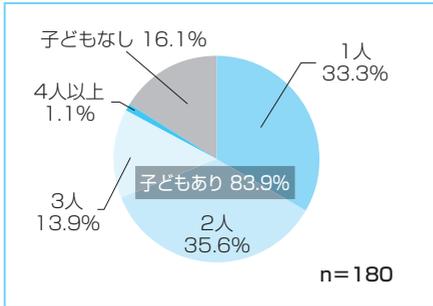


図2 加害者から子どもへの暴力

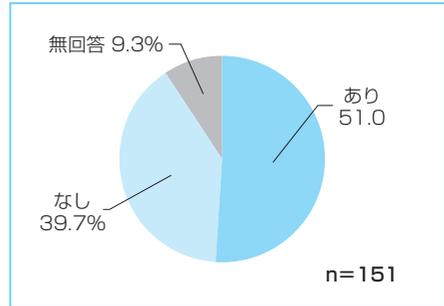


図3 相談者（被害者）の職業

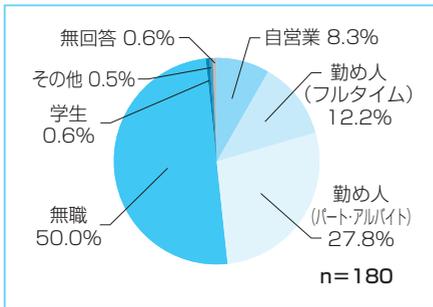


図4 加害者の職業

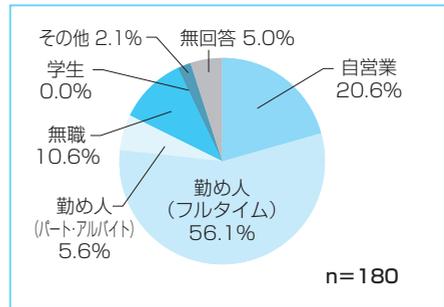
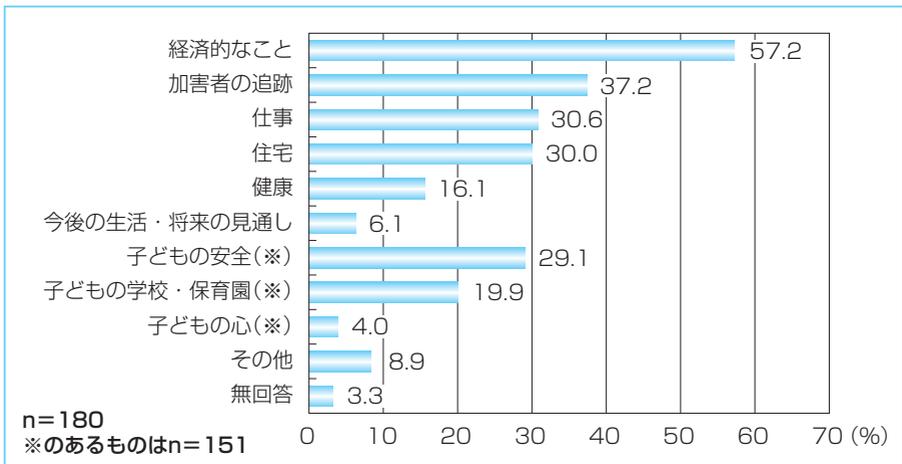


図5 相談者（被害者）が不安に思っていること（複数回答）



より

## Ⅱ 初期対応の重要性と心構え

### 1 気づき・発見

被害者は、加害者への恐怖や世間体などから、親しい友人や親戚にも、配偶者暴力を受けていることをなかなか打ち明けられません。

しかし、生命・身体に重大な危害を及ぼすこともあることから、被害の兆候を発見したときは、深刻な状態になる前に被害者を相談機関等につなぐことが重要です。また、被害者本人にも、機会を見つけて、配偶者暴力に関する情報や相談機関について伝えることも必要です。

日常の何気ない会話やしぐさのなかにも、配偶者暴力の影響が隠れている場合がありますので、それを見つけたときには、被害者の言動を注意深く見守ることが求められます。

被害者のなかには、自分が被害者であることの自覚がない場合もあります。この多くは、日常的に「おまえが悪い」「しつけである」などと責められた結果、被害者が自責感により暴力を受け入れてしまっていると考えられます。配偶者暴力についての知識や情報を機会を捉えて被害者に提供し、本人の了解のもとに、相談機関にその対処方法等を相談することが必要です。

### 2 対応上の留意点



#### ポイント

- 相談を受けたら、できるだけ一人で判断するのを避けます。
- 被害者の安全の確保を最優先します。
- 被害者への二次被害を起こさないように十分気をつけます。
- 支援者（対応者・通報者）の安全を確保します。

#### (1) 組織的な対応（できるだけ一人で判断しない）

配偶者暴力により、被害者が命を落とすような場合もあるため、暴力の兆候を見つけたら、相談を受けたりしたら、被害者の安全の確保を最優先に、状況に応じて適切な対応をとることが必要です。

支援に際しては、緊急事態でない限り、できるだけ一人の判断で行うのではなく、組織的に対応することも大切です。被害者のプライバシーには配慮しつつ、日頃から支援者同士のコミュニケーション環境を整えておくなど、一人で問題を抱え込まないようにします。

## (2) 二次被害の防止

被害者に対する相談や支援を行うなかで、支援者が暴力について十分理解していなかったり、被害者の話をきちんと聞かないで判断したりすることにより、深い傷を負っている被害者をさらに傷つけてしまうことがあります。これを二次被害といいます。二次被害を受けることにより、被害者は心を閉ざしてしまい、相談につながらなくなったり、問題解決が遅れてしまうことがあります。

このようなことがないよう、支援者は暴力の本質について理解し、偏見や先入観を持たずに被害者の話を十分に聞くことが必要です。

### 二次被害を起こさないために・・・

被害者との世間話や相談を受けるときなどは、以下のことに注意し、二次被害を起こさないようにしましょう。

#### 《悪い対応例》

(内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力相談の手引き改訂版」より)

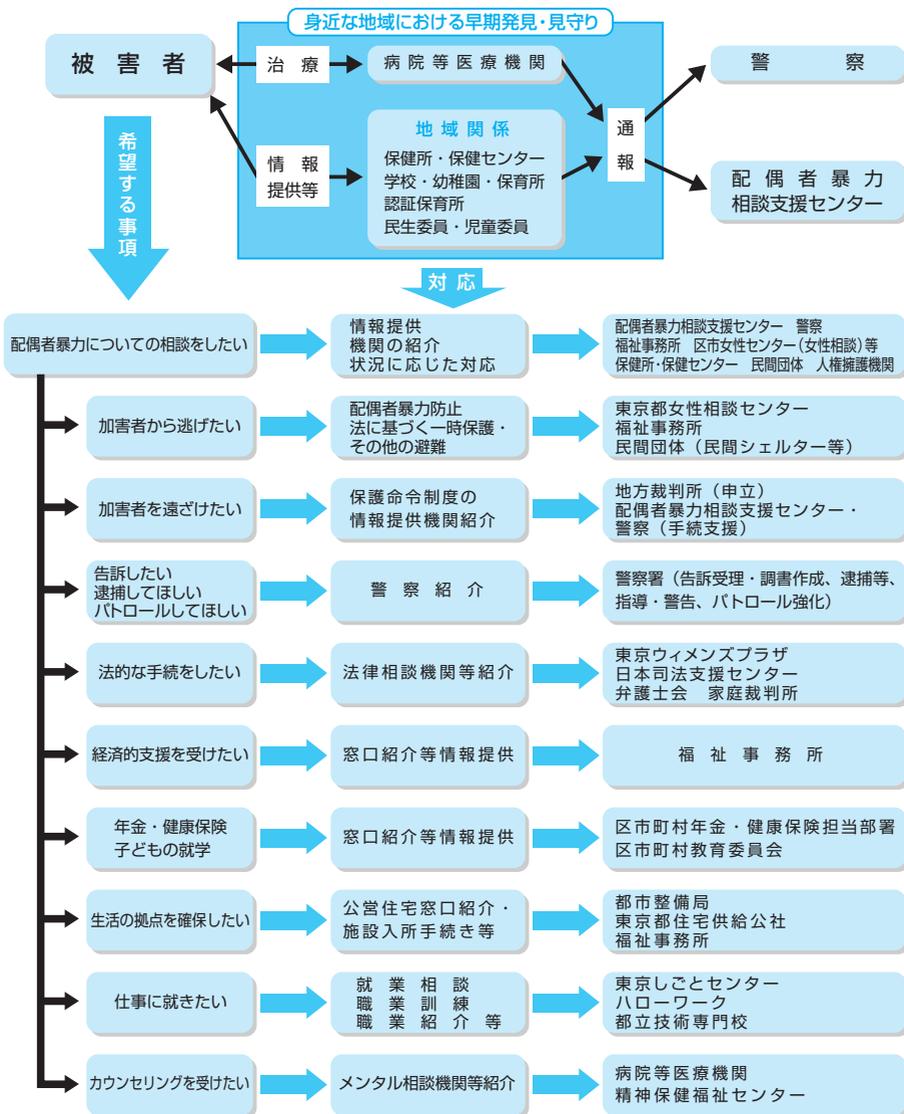
- 価値観を押しつける。→「…しなければならぬ」「…するべきだ」「…しなさい」等
- 被害者に落ち度があると責める。→「どうして…しなかったのか」「…したからではないか」「あなたの場合、仕方がない」等
- 安易な励ましや気休めを言う。→「心配しなくて大丈夫」「イヤなことは忘れて元気を出して」など  
(平気じゃないのに励まされ、相談が無駄だと感じる場合がある。)
- 他の人と比較する。→「…に比べたらあなたはまだまし」等

## (3) 支援者の安全の確保

被害者支援を行う上では、支援者の安全が確保されていることが大前提です。加害者の追及には、情報の有無を感じさせる回答ではなく、「被害者の件については、一切答えられない」と回答し、更なる追及の危険を回避する必要があります。また、各組織の状況に応じて、安全対策や危機管理体制、通報体制の整備について、担当部署を明確にするなどの取組みが求められます。

# Ⅲ 被害者に対する支援

## 被害者支援の流れ



## (1) 身近な地域における早期発見・見守り

ポイント

- 早期発見しやすい機関には、病院等医療機関、民生委員・児童委員、学校・幼稚園・保育所・認証保育所、保健所・保健センター等があります。
- 被害者を見つけた場合は、被害者の状況に応じて他の関係機関との連携を図るようにします。
- 被害者に対しては、相談窓口等の情報提供を行うようにします。

**早期発見ができる関係機関及びその対応**

被害者のなかには、加害者からの報復の恐れや家庭の事情など様々な理由から、自ら支援を求めることをためらう人もいます。

身近な地域のなかで、被害者やその子どもとの接触を通じ、配偶者暴力の存在に気づくことが多くあります。なかでも、日常の診療などを通じて被害者を発見しやすい立場にある医療関係者については、積極的な関わりが期待されています。

早期発見できる機会が多い機関とその対応については、次のとおりです。

**ア 病院等医療機関**

配偶者暴力により治療が必要な人の4人に3人は、医療機関を受診しています(内閣府調査より)。病院等医療機関は被害者の診察・診療・相談等により、配偶者暴力を発見する機会の多い場所です。

- 被害者を発見したときは、被害者に対して配偶者暴力相談支援センターや警察に関する情報を提供し、場合によってはその意思を尊重しつつ、通報します。被害者の生命または身体に重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合は、積極的に通報します。
- 配偶者暴力の疑いがあると思われるときは、家族や友人には席を外してもらい、被害者と個別に対応します。特に加害者が付き添っていると、本心が話せません。

## イ 民生委員・児童委員

地域住民との交流や、相談に応じるなかで、配偶者暴力を発見することがあります。早い段階で発見し、迅速・適切に対応することが被害者支援には有効です。被害者を発見した場合には、相談先等に関する情報の提供や、本人の了解のもと、状況に応じて警察や配偶者暴力相談支援センターへ通報することが求められます。

## ウ 学校・幼稚園・保育所・認証保育所

送り迎え時の保護者の様子や家庭訪問等、子どもを通して配偶者暴力を発見できる場合があります。また、配偶者暴力に伴う児童虐待には、児童相談所や子ども家庭支援センターとの連携や各機関の役割分担について共通理解を持つことが必要です。

被害を受けていると思われる場合は、被害者に対して相談先等に関する情報提供を行います。

## エ 保健所・保健センター

保健師は、地域と密着した業務を行っており、各種の相談や健診等を通して早期発見をすることができます。

- 配偶者暴力や児童虐待の疑いがある場合は、地域の福祉事務所等と連携し、継続的に関わることによって、早期発見につながるがあります。
- 乳幼児健診時の親への問診等を通じて配偶者暴力が疑われる場合は、相談先等に関する情報提供をします。

通報までには至らなくとも配偶者暴力の可能性がある場合は、児童相談所等との連携を図るなどの対応も必要です。

- 健診未受診者のなかには、配偶者暴力の問題が背景にある場合もあり、注意が必要です。

## (2) 情報提供



- 配偶者暴力被害のおそれがある者に対しては、相談機関等の情報を提供することが大切です。
- 配偶者暴力の被害者であるという自覚がない人もいるため、配偶者暴力についての情報の提供も大切です。
- 情報提供の際には、被害者の安全確保に配慮します。

配偶者暴力の被害を受けている可能性のある人を見つけたときは、その状況に応じて相談機関に関する情報を提供し、相談することを勧めることが重要です。

- 通報を希望しない、もしくは通報の必要がない被害者に対しては、そのニーズや状況に応じた情報提供が大切です。
- 相談先の電話番号や場所など、被害者の要望に応じた情報を提供できることがわかるだけでも、被害者にとって安心を与えることがあります。
- 配偶者暴力被害者であるという自覚だけでなく暴力を受けているという意識を持たない被害者もいますので、配偶者暴力に関する情報を提供することも大切です。
- 相談先等の情報が加害者に知られてしまうと、相談することができなくなるなどの危険があるため、情報を提供するときには被害者の安全を確保できる方法に配慮することが必要です。

## (3) 通報



- 配偶者からの身体的暴力を発見した者は、関係機関に通報するよう努めることが、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」で定められています。
- 通報先は、配偶者暴力相談支援センターまたは、警察官です。
- 通報の努力義務の対象は、身体的暴力のみとなっています。
- 医療関係者が行う通報は、守秘義務違反にはあたりません。

## ① 配偶者暴力防止法による規定

**通報は、被害者の発見を支援につなぐ重要な役割をもっています。**

- 配偶者からの身体的暴力を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないとされています（6条1項）。
- 医師その他の医療関係者は、配偶者からの暴力による傷病者を発見した場合は、被害者の意思を尊重しつつ、刑法の秘密漏示罪等に妨げられることなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができます（6条2項・3項）。
- 医師等は、配偶者からの暴力による傷病者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならないとされています（6条4項）。

## ② 通報

### ア 通報先

通報先は、**配偶者暴力相談支援センター**または**警察官**です。

配偶者暴力のある家庭に子どもがいる場合、児童虐待が存在していることが多くあります。子どもへの虐待が疑われる場合は、配偶者暴力の通報にとどまらず、子どもの状況について児童相談所、福祉事務所、子ども家庭支援センター等へも通告するようにします。

### イ 通報する際の留意事項

#### ● 通報の努力義務の対象は、身体的暴力のみ

生命の危険の回避を第一に考え、努力義務の対象は身体的暴力のみとなっています。

#### ● 医療関係者が通報する場合は、被害者本人の意思の確認を

被害者の意思に反して通報した場合、通報を嫌う被害者がけがをしても病院等に行かなくなるなど、被害者の安全が脅かされるおそれがあります。ただし、被害者の生命または身体に重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、本人の同意が確認できなくても、積極的に通報することが必要です。

#### ● 守秘義務を負っていても、通報することができる

刑法その他の法律により守秘義務を課せられている者が通報を行っても、守秘義務違反にはあたりません。

## ③ 通報者に対する配慮

- 発見者等からの通報を受ける際には、各機関は、通報者の氏名を公にしないように配慮しています。

## (1) 配偶者暴力について相談をしたい



## ポイント

- 配偶者暴力に関する主な相談先は配偶者暴力相談支援センター(P.32)や警察、もしくは各区市町村の相談窓口(P.34)、福祉事務所(P.32)です。
- 被害者の状況に応じて相談先を紹介します。
- 情報提供は被害者の状況及び加害者との関係を考慮し、慎重に行いましょう。

配偶者暴力を受けていることを相談されたときや、その疑いがあることに気づいた場合は、被害者に対して配偶者暴力相談を受け付けている機関を紹介することが大切です。主な相談先として、「配偶者暴力相談支援センター」や警察もしくは、各区市町村の相談窓口や福祉事務所があります。各機関の役割については27ページ以降を参照してください。配偶者暴力相談支援センター等の相談機関では、(2)以降にあるような被害者の意思に沿った対応を行います。

相談先についてのパンフレット等が加害者に見つかってしまうことで、被害者が更なる危険にさらされたり、相談できなくなったりしてしまうため、情報は慎重に扱うよう助言することが求められます。

## 主な相談機関（詳細はP.27～28）

## ア 配偶者暴力相談支援センター

- 電話相談（夜間緊急対応含む）
- 来所（面接）相談
- 特別相談（法律・精神科）
- 自立のための援助 等

## イ 警察

- 電話相談
- 緊急時の対応
- 配偶者暴力における事件捜査
- 被害者周辺の安全確保に必要な援助 等

## ウ 福祉事務所

- 生活相談
- 自立支援に関する相談 等

## (2) 加害者から逃げたい



- 被害者が暴力から逃れ、一時的に避難する手段として、一時保護があります。

### 一時保護制度の概要

#### ア 一時保護とは

暴力を避けるために家を出た被害者が、適当な寄宿先がない場合などに一時的に避難する手段です。

一時保護期間中は、退所後の方向性を決定するための支援も行われます。

#### イ 一時保護できる場合

- ① 適当な寄宿先がなく、被害防止のため緊急保護を要する場合
- ② 一時保護所での生活指導や自立支援が有効である場合
- ③ 心身の健康回復が必要であると認められる場合

#### ウ 対象者

配偶者暴力等から避難する女性及び同伴する子ども等（男児は小学生まで）

また、その他の公的機関の利用や、区市町村において緊急保護を実施している場合もあります。被害者の経済状況や希望に応じた対応を行うことが必要です。

### (3) 加害者を遠ざけたい



- 加害者が被害者に近寄らないようにする制度として「保護命令」があり、裁判所へ申立てます。
- 保護命令には、接近禁止命令、子への接近禁止命令、退去命令があります。
- 保護命令は、身体的暴力を対象としています。
- 被害者から相談等を受けた場合、保護命令の制度を伝えると同時に、配偶者暴力相談支援センターや警察へ相談するよう勧めます。

#### 保護命令制度の概要

##### ア 保護命令とは

加害者から被害者への身体的暴力を防ぐため、裁判所が加害者に対し、被害者に近寄らないように命じる決定です。

##### イ 保護命令の種類

###### <接近禁止命令>

- 6か月間、被害者の身辺のつきまといや勤務先の付近をはいかいすることを禁止する命令です。
- さらなる配偶者(元配偶者や事実婚も含む)からの暴力により、被害者の生命または身体に重大な危害が加えられるおそれ大きいと裁判所が判断した場合に発令されます。

###### <子への接近禁止命令>

- 6か月間、被害者の子への身辺のつきまといや、学校等その通常いる場所の付近をはいかいすることを禁止する命令です。
- 被害者と同居する未成年の子を対象として、加害者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っているなどの事情がある場合に発令されます。

###### <退去命令>

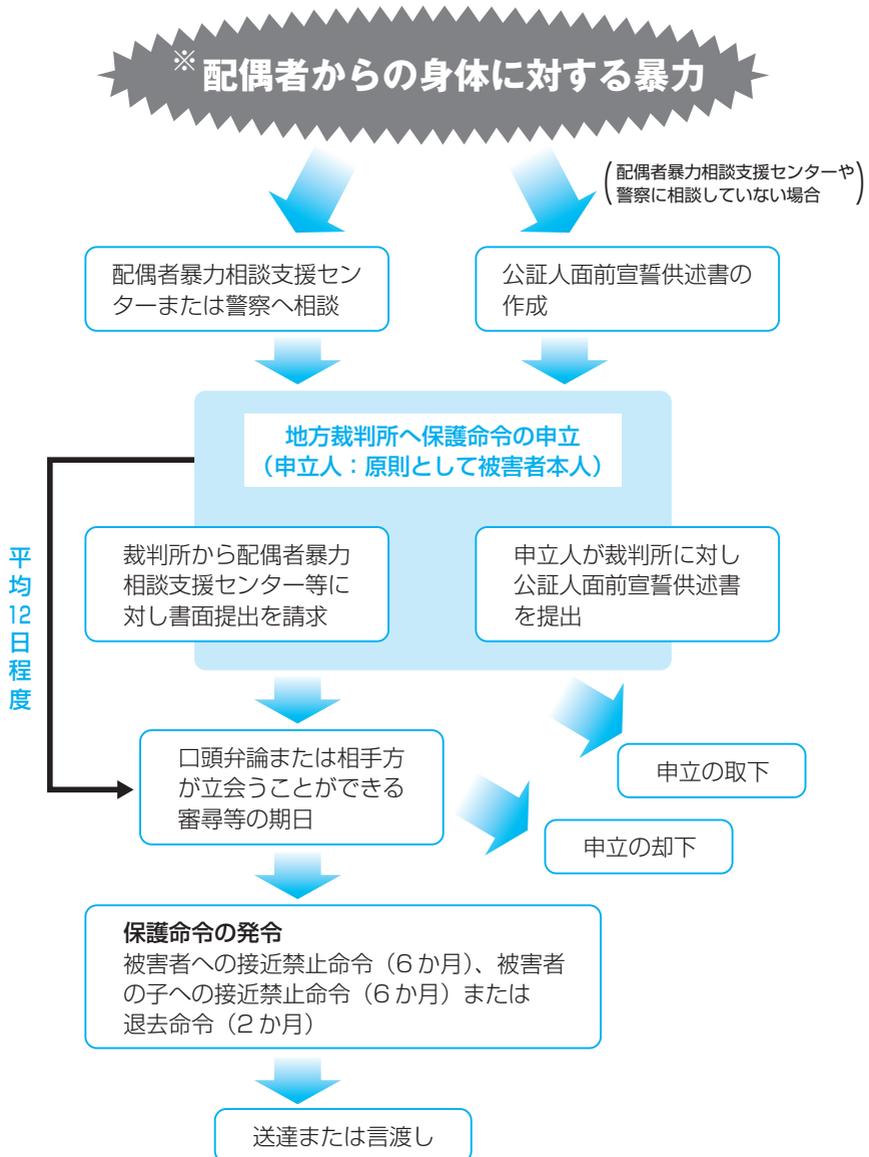
- 2か月間、被害者と同居している家からの退去を命じます。

##### ウ 罰則

加害者が保護命令に違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます(配偶者暴力防止法29条)。

## 申立の手続き・流れ

(※この場合の配偶者は、事実婚を含む婚姻関係にある者を指す)



#### (4) 加害者を告訴したいなど



- 被害者が、暴力をふるう加害者を告訴したい、逮捕してほしいなどと希望する場合は、警察を紹介します。

被害者が、加害者からの暴力について、告訴したいまたは暴行・傷害事件として立件し逮捕してほしいと希望する場合は、警察を紹介します。

警察では、緊急時において暴力の制止、被害者の保護、加害者の検挙を行うほか、暴力による被害の発生を防止するため、加害者への指導警告も行います。

また、頻繁に起こりうる暴力を抑制するため、近辺のパトロール強化を依頼する方法もあります。

### 3 被害者の自立支援

#### (1) 法的手続きをしたい



- 被害者が何を求めているのかきちんと確認することが大切です。
- 被害者が法的手続きを取る意思を固めている場合は、それぞれに必要な情報を提供します。

被害者が離婚や金銭、不動産等について法的な手続きを希望している場合、本人の希望内容及び意思を確認し、法律相談機関についての情報を提供します。

法律に関する相談機関としては、東京ウィメンズプラザの法律相談や弁護士会、日本司法支援センター等があります。

## (2) 経済的支援等を受けたい



- 自立するにあたっての生活資金を確保する制度として、資金の貸付、各種手当または生活保護制度があります。

被害者が自立を希望していながらも経済的な問題がある場合には、様々な生活支援制度があります。被害者の状況によって、適用される制度が異なりますので、詳細は各機関に問い合わせてください。

### ① 資金の貸付（主なもの）

#### ア 母子福祉資金（申込先：福祉事務所）

母子家庭に対し、経済的に自立して安定した生活を送ることができるよう技能習得資金、生活資金、転宅資金、修学資金など必要な資金の貸付を行います。

#### イ ひとり親家庭等医療費助成（マル親）（申込先：区市町村）

ひとり親家庭などに対して医療保険の自己負担の一部を助成します。所得制限があります。

#### ウ 生活福祉資金（申込先：民生委員・児童委員、社会福祉協議会）

収入の少ない世帯や障害者のいる世帯、療養または介護が必要な高齢者がいる世帯に、生業や住宅改修、療養、介護、就学等に係る資金貸付を行います。

### ② 各種手当（以下の手当は所得制限があります。）

#### ア 児童手当（申込先：区市町村手当窓口）

小学校6年修了時までの児童を養育している者に支給されます。

#### イ 児童扶養手当（申込先：区市町村手当窓口）

母子家庭などで、児童を養育している者に支給されます。

### ③ 生活保護（相談及び申請：福祉事務所）

生活に困窮するすべての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、合わせて自立を助長することを目的とした制度です。保護基準により計算された最低生活費よりも、収入が下回る場合に、その不足分について保護を行います。

申請にあたっては、必要書類の提出や家庭訪問等の調査が行われ、結果に基づき、申請から14日以内に保護の要否が決定されます。

### (3) 年金・健康保険・子どもの就学手続きについて知りたい



#### ポイント

- 被害者が新たな生活に入るに当たって必要な諸手続を行う際は、加害者から追及される恐れが発生することもあるため、十分に注意が必要です。
- 区市町村の担当窓口で相談をすることが大切です。

#### 主な諸手続

##### ① 年金（相談先：区市町村）

加害者の被扶養者として年金に加入（第3号被保険者）していた被害者が、その扶養から外れる場合には、第1号被保険者となるための手続きをして国民年金に加入することが必要になります。

第1号被保険者になると、保険料を納付する義務が生じますが、生活保護を受けている場合や、納付が困難な場合には免除制度等もありますので、住民票との関連なども含め、その手続き方法については、区市町村の担当窓口にご相談してください。

##### ② 健康保険（主な相談先：区市町村）

被害者は暴力による負傷や疾病等の治療のために、医療機関にかかることが必要な場合があります。しかし、加害者の被扶養となっている保険証を医療機関で使用すると、加害者に所在地が知られてしまう危険性があるため、注意が必要です。被扶養者から外し、新たに国民健康保険に加入するなどの手続きを行う場合は、区市町村の担当窓口または配偶者暴力相談支援センター等に、その方法について相談してください。

##### ③ 子どもの就学手続き（相談先：都または区市町村教育委員会）

被害者の多くは、子どもと一緒に加害者から逃れてきます。子どもが学齢期にある場合、就学している学校等を通じて居場所が判明してしまうことがあるので、学校や区市町村教育委員会に相談し、加害者に情報を伝えないよう、協力を依頼しておくことが重要です。

#### (4) 生活の拠点を確保したい



- 被害者が、自立して生活していくために入居する主な住宅・施設としては、都営住宅や各種福祉施設等があります。
- 情報提供にあたっては、被害者の状況や意思を考慮しましょう。

生活拠点の確保は、自立していく上で、生活の基盤となります。被害者の状況や意思を確認して情報提供を行うことが必要です。

#### 主な施設・住宅

##### ① 都営住宅

(申込先：東京都住宅供給公社募集センター都営募集課)

年4回程度の募集に申し込み、抽選等で入居が決まります。

- 母子世帯の場合：同居親族が20歳未満の子どものみである場合、公的機関の証明があれば母子世帯とみなして優遇が受けられます。
- 単身世帯の場合：配偶者暴力防止法の規定による一時保護等が終了した日から起算して5年、または保護命令の申し立てを行った者で命令が効力を生じた日から5年を経過していない場合、60歳未満でも単身で申し込むことができます。

##### ② 各種福祉施設（申込先：福祉事務所）

単身世帯や母子世帯等に対し、それぞれの状況に合わせて保護及び自立促進のために、その生活を支援する施設があります。

## (5) 仕事に就きたい



- 就業支援のための相談窓口には、東京しごとセンター、ハローワーク等があります。
- 職業に就くために必要な技能を身につけるための公的な職業訓練制度があります。

### ① 職業相談窓口

#### ア 東京しごとセンター

東京都が都民のために雇用者就業を支援する目的で設置したサービスセンターです。すべての年齢層を対象に就業相談、求職活動支援セミナー、多様な働き方セミナー、その他各種相談のサービスを提供します。サービスは基本的に無料ですが、一部のセミナーで実費負担が必要なものもあります。

#### イ ハローワーク

地域の総合的雇用サービス機関として、仕事を探している人に対して、窓口での職業相談・職業紹介、求人情報の提供、雇用保険の給付等のサービスを無料で提供しています。

#### ウ (財)東京都母子寡婦福祉協議会

ひとり親家庭及びその関係者に対し、就労支援を行い、ひとり親家庭の自立促進を図っています。指導員が履歴書の書き方、面接のポイント、相談、情報提供等の援助を行っています。

### ② 職業訓練

#### ア 都立技術専門校 (キャリアカレッジ)

職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得し、技術・技能労働者としての就職機会を拡大することを目的として、キャリアカレッジ15校において求職者向けの公共職業訓練 (延べ120科目程度) を実施しています。訓練期間・募集は科目によって異なります。

#### イ 訓練等に係る支援

母子家庭の母が能力開発・資格取得のため一定の経費を支援する制度 (母子家庭自立支援教育訓練給付金・母子家庭高等技術訓練促進費等) があります。申請等については福祉事務所に問い合わせてください。

## Ⅳ 様々な背景を持つ被害者への支援

配偶者暴力の被害者は、その人の置かれている状況によって、抱える問題は様々です。どのような場合でも、初期対応としては、配偶者暴力に関する相談先の紹介や通報することなどが有効となりますが、その後、生活を送るなかで、相談所等はその人に合ったケアのため、様々な部署と連携しケアをしていきます。

1

### こころのケア



#### ポイント

- 被害者の精神的なケアには、相談やカウンセリング、薬物療法等があります。
- 保健所・保健センターや精神保健福祉センターでは、精神疾患やアルコール・薬物依存症、思春期青年期等の相談に応じています。また、精神障害者の社会復帰訓練を行っています。

医療機関に関する情報については、以下で情報提供を行っています。

#### ① ひまわり（東京都医療機関案内サービス）：東京都

- 電 話：03-5272-0303
- インターネット：<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>
- 携 帯 電 話：<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/>

#### ② ワムネット（Welfare and Medical Net）

：独立行政法人 福祉医療機構

- インターネット：<http://www.wam.go.jp/>
- i モ ー ド：<http://www.wam.go.jp/i/>
- L モ ー ド：<http://www.wam.go.jp/L/>



## ポイント

- 子どものための相談・カウンセリング機関には、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育相談センター等があります。

配偶者暴力は、子どもにも重大な影響を及ぼします。

加害者の半数近くが、子どもに対し暴力をふるっているという調査結果があります。また、被害者が、恐怖や無力感等で精神的に不安定になるなどにより、子どもに対して暴言やネグレクトなどの虐待を行ってしまう場合もあります。

改正児童虐待防止法では、児童の目の前で配偶者に対する暴力が行われるなど、直接児童に向けられた暴力でなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば、児童虐待に含まれるとしています。

### ① 児童相談所

18歳未満の子どもに関する相談を受け付けており、児童福祉司、児童心理司、医師などが相談に応じています。なお、来所相談を希望する場合は、あらかじめ電話で予約してください。

- 子育ての悩み・不安等の相談  
：児童相談センター 4152電話相談  
03-3202-4152（電話相談専用）  
月～金 9：00～20：30  
土・日・祝日 9：00～17：00（年末年始を除く）

また、一部の児童相談所には一時保護所が付設しており、保護を必要とする、おおむね2歳以上18歳未満の子どもを預かることができます。一時保護は、原則として2か月を超えない範囲で行います。

### ② 子ども家庭支援センター

区市町村に設置されている、18歳までの子どもや子育て家庭を対象とした相談に応じる総合相談窓口です。区市町村では、子ども家庭支

援センター等がショートステイや一時保育など様々な子育て支援策を実施しています。被害者が暴力の影響や様々なストレスにより、子育てが困難な状態にある場合には、こうした制度を活用することも有効です。 ➔ **電話番号等は各区市町村へ**

### ③ 教育相談センター

就学前から高校生までの子どもとその保護者、教職員を対象に、子どもの行動、しつけ、発達、学校での課題、進路等に関する相談を、心理専門職（臨床心理士等）及び学校教育を専門とする相談員が相談に応じます。

○ 東京都教育相談センター（目黒区目黒1-1-1）

- 相談専用番号 03-3493-8008
- 平日 9:00~21:00
- 土・日・祝日 9:00~17:00

※ 多摩地域の方の来所相談を立川出張相談室（立川市錦町6-3-1）で受けています。申し込みは上記で、月・火・水・金曜日の9:00~17:00となります。

3

## 外国人の被害者への対応

### ポイント

- 基本的には、日本人の被害者と同様の対応となりますが、言葉の問題や、習慣や価値観の違いなどの問題が生じる場合があるので、状況に応じた対応が必要です。
- 外国人被害者が利用できる制度や、在留資格の問題などについての基本的な知識を身につけておくとう便利です。

被害者が外国人である場合も、基本的には同様の対応を行います。しかし、言葉の問題や生活習慣や制度・価値観の違いなどが存在することから、通常の対応とは異なる問題が生じることがあります。

とくに、日本語が理解できない外国人の場合、情報提供にあたっては、繰

り返し丁寧に説明したり、わかりやすい言葉で説明するなど、きちんと理解してもらうことが必要です。

内閣府のホームページでは、7カ国語（英語、スペイン語、タイ語、タガログ語、韓国語、中国語、ロシア語）の資料を公開しています。

## ○ 外国語による相談窓口

### ① 東京都外国人相談センター（相談先等の情報提供のみ）

配偶者暴力の詳細についての相談対応はできませんが、外国語で対応し、本人の状況等を聴き配偶者暴力に関する専門機関や団体を紹介するなど相談者が必要とする情報提供を行うことができます。

○ 英語	月～金曜日	03-5320-7744	} 9:30～17:00
○ 中国語	月・木曜日	03-5320-7766	

○ 韓国語	水曜日	03-5320-7700	} 9:30～17:00
○ フランス語	木曜日	03-5320-7755	
○ スペイン語	木曜日	03-5320-7730	

### ② 保護を必要とする場合の相談

緊急の保護を必要とする場合、東京都女性相談センターにおいて通訳による対応が可能です。 電話：03-5261-3110

### ③ 外国人のための人権相談

法務局人権相談室において外国人対象の人権相談を行っています。

○ 東京法務局内人権相談室：03-5689-1370  
(英語・ドイツ語：火・木曜日、中国語：月曜日、13:30～16:00)



## ポイント

- 基本的には障害の有無により対応が異なるものではありません。しかし、障害の種類や程度によっては、特に配慮が必要になることがあります。
- 障害の種類や程度に応じた情報伝達手段を確保しましょう。

被害者の中には、心身に障害のある人もいます。基本的には障害の有無により対応が異なるものではありませんが、できるだけ丁寧にわかりやすく説明することが必要です。

また、本人の意思に配慮しつつ、福祉サービスを利用することも考えられます。具体的なサービス内容は、区市町村の障害者福祉担当の相談窓口で確認します。

**① 聴覚・言語に障害のある被害者への対応**

ファクスや電子メール等による対応があります。ただし、加害者の目に触れるおそれがないかなど、安全の確保について留意することが必要です。また、筆談のほか、手話でのやりとりが考えられます。

**② 視覚に障害のある被害者への対応**

電話による相談先の情報提供のほか、面談が必要な場合は、施設までの経路を丁寧に説明します。また、面談などで同行者が必要な場合には、本人の意思に配慮しつつガイドヘルパー等の同行支援を勧めます。

**③ 身体に障害のある被害者への対応**

面談等が必要な場合には、施設のバリアフリー化の有無を確認し、必要があれば、本人の意思に配慮しつつ福祉サービスの利用なども考えられます。

**④ 知的・精神に障害のある被害者への対応**

注意深く相手の話に耳を傾けるとともに、わかりやすい資料を用意したり、粘り強くできるだけわかりやすいことばで説明するよう、心がけることが大切です。

## V 各機関の役割

### 中心的な役割を担う機関

#### ■ 配偶者暴力相談支援センター

➔ 被害者支援のための拠点です。相談や自立のための支援、必要に応じて一時保護を行います。都においては東京都女性相談センターのほか、東京ウィメンズプラザが配偶者暴力相談支援センター機能を担っています。

#### ➔ 主な役割

- ・ 相談、その他相談を行う機関の紹介
- ・ 医学的・心理的、その他必要な指導
- ・ 一時保護
- ・ 情報提供（保護命令制度や就労・住宅等）、援助

#### 東京ウィメンズプラザ

- ・ 電話相談
- ・ 面接相談（予約制）
- ・ 特別相談（法律・精神科医）
- ・ 保護命令申立てに係る援助
- ・ 自立のための援助（講座、活動支援等）
- ・ 普及啓発・教育、研修
- ・ 通報対応 等

#### 東京都女性相談センター

- ・ 電話相談・夜間緊急対応
- ・ 来所相談・特別相談（予約制）
- ・ 配偶者暴力防止法に基づく一時保護
- ・ 保護命令申立に関する援助
- ・ 自立のための援助
- ・ 通報対応 等

## ■ 警 察

→ 警察官は、配偶者からの暴力が行われていると認めたときは、暴力の防止、被害者の保護等、必要な措置を講じるよう努めなければならないこととされています。

警察は、他の機関では対応が困難な緊急時の危機介入など、被害者の安全を確保する上で重要な役割を担っています。

### → 主な役割

- ・相談（警視庁総合相談センター、各警察署の生活安全課で対応）
- ・緊急時の対応 ・ 配偶者暴力における事件捜査
- ・保護命令違反の場合の捜査
- ・ストーカー事案の相談対応（親族・恋人等に対するものも含む）
- ・保護命令に備えた相談時の状況の詳細記録
- ・被害者周辺の安全確保に必要な援助
- ・自宅に戻る際の連絡体制の維持、希望により周辺巡回 等

## ■ 福祉事務所

→ 福祉事務所は、被害者からの相談を受け、被害者の状況や必要に応じた援助等を行います。また、加害者から逃れた後の生活再建のための、生活等に係る被害者の相談、助言、生活保護の実施、さらには、就労や保育等に関する情報提供や医療機関、保健所等支援関係機関の調整の役割も担っています。

### → 主な役割

- ・相談
- ・生活保護
- ・自立支援に関する援助、関係機関との調整

※ 福祉事務所の設置：各区市町村には、生活保護法による保護の実施をはじめ、福祉の総合相談窓口として、福祉事務所が設置されていますが、町村部は都が設置（町村部の西多摩郡については福祉保健局の西多摩福祉事務所、島しょ部については各支庁）しています。

## 主に初期対応を担う関係機関・関係者

### ■ 病院等医療機関・関係者（医師、歯科医師、看護師等）

➔ 医療関係者は、患者のけがや症状から、配偶者暴力を発見しやすい立場にあります。被害者を発見したときは、被害者に対して支援機関に関する情報を提供したり、被害者の意思を尊重して配偶者暴力相談支援センターや警察に通報するなど適切に対応します。

#### ➔ 主な役割

・被害者の発見、情報提供、通報、被害者の心身のケア、各機関との連携

### ■ 地域関係者（民生委員・児童委員、人権擁護委員等）

➔ 地域に密着した活動をしていることから、早い段階での対応が可能です。被害者から相談や支援を求められたときは、被害者の立場にたって対応し、相談機関等の情報提供を行います。

普段から地域に精通して、被害者を早期に発見できるような地域の関係者を作っておくことも重要です。

#### ➔ 主な役割

・被害者の発見、相談、情報提供、緊急性の見極め、通報、地域での連携・協力

### ■ 子どもの関係機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、学校・幼稚園・保育所・認証保育所等）

➔ 子どもを通して配偶者暴力の事例に接する場合がありますので、被害者に対して必要な情報提供を行います。合わせて児童虐待が疑われる場合は、児童相談所等との連携も大切です。

被害者の子どもが転入してきた場合、加害者や親族などからの問い合わせに際し、子どもや被害者に危険が及ぶことがないように注意が必要です。加害者による子どもの待ち伏せ、連れ去り、面会要求等も想定されますので、慎重に対応することが求められます。

#### ➔ 主な役割

・配偶者暴力の発見、被害者への情報提供

## ■ 区市町村等（女性センター等相談窓口、保健所・保健センター）

- ➔ 被害者の発見、地域での相談対応、情報提供、緊急性の見極め、関係機関への連絡、各部署の連携、地域関係機関連携体制づくり等、身近な行政としての業務を担います。
- ➔ 女性センター等相談窓口の主な役割
  - ・相談
  - ・緊急性を見極めて福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、警察への引き継ぎ
  - ・生活保護等必要な制度が有効に機能するための連絡調整等
- ➔ 保健所・保健センターの主な役割
  - ・警察等への通報、相談への連携

## 相談時に連携し協力が必要となる主な機関

### ■ 法関係機関（弁護士等）

- ➔ 家庭内の問題や夫婦・子どもの問題等についての法律上の相談、保護命令申立て等において必要となる法的な支援を行います。  
弁護士会や日本司法支援センター（法テラス）による相談のほか、東京ウィメンズプラザでも法律相談を受けています。
- ➔ 主な役割
  - ・法律相談、保護命令申立て支援 等

### ■ 区市町村教育委員会

- ➔ 被害者からの申し出等により、区市町村教育委員会は関係する教育委員会等と連絡をとりあって、子どもが安全に転校できるように配慮します。
- ➔ 主な役割
  - ・住民票の異動を伴わない転校、各機関との連携

## ■ 精神保健福祉センター

- ➔ アルコール依存、薬物依存、思春期・青年期問題に関する専門相談に対応します。また、アルコール・薬物に関連する問題や思春期・青年期の問題に対する家族教育プログラムなども実施します。
- ➔ **主な役割**
  - ・ こころの健康や精神的な病気に関する相談

## ■ その他の関係機関（行政機関等）

- ➔ 被害者等の抱える問題によって相談する機関が変わります。被害者の望んでいること、必要なものについて、それぞれの関係機関を紹介することが大切です。
- ➔ **都市整備局、東京都住宅供給公社 等**
  - ・ 公営住宅への入居（都営住宅への入居支援）
- ➔ **東京しごとセンター、ハローワーク、技術専門学校、東京都母子寡婦福祉協議会 等**
  - ・ 就業支援（カウンセリング、就業相談、セミナー等）、求職相談、職業紹介
  - ・ 職業訓練受講の相談、技術専門学校での職業訓練
  - ・ 東京都母子寡婦福祉協議会による職業紹介、職業訓練に関する給付金
- ➔ **区市町村社会福祉協議会**
  - ・ 生活福祉資金等の貸し付け等

## ■ 民間団体（民間シェルター等）

- ➔ 民間団体は、被害者からの様々な相談対応、居住場所や食事等を提供するなどの支援を行っているほか、配偶者暴力相談、配偶者暴力防止のための普及啓発、被害者の自立に必要なスキルアップのための講座等の開催、自助グループの運営など、独自の取組みを行っています。また一部の民間団体においては、民間シェルターを運営しており、配偶者暴力から避難する必要がある被害者とその子どもなどの保護を行っています。
- ➔ **主な役割**
  - ・ 相談、各種講座、自助グループの運営、緊急一時保護 等

## VI 各支援・関係機関連絡先一覧

※特に標記の無いものは、土日祝休日はお休みです。

	機 関 名	配偶者暴力被害者に対する主な支援内容	窓 口・連 絡 先
1	東京ウィメンズプラザ (配偶者暴力相談支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○暴力防止や被害者支援全般に関する相談・助言・情報提供</li> <li>○配偶暴力被害者の自立支援</li> <li>○配偶者暴力防止の普及啓発</li> <li>○自助グループの活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般相談・法律相談 →9:00~21:00 (年末年始除く) 03-5467-2455</li> <li>○男性相談 (月・水) →17:00~20:00 (年末年始除く) 03-3400-5313</li> </ul>
2	東京都女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者暴力に関する相談・助言</li> <li>○配偶者暴力被害者に対する専門相談</li> <li>○配偶者暴力被害者の一時保護</li> <li>○福祉事務所等の機関との連絡調整</li> </ul>	(相談専用電話) <ul style="list-style-type: none"> <li>○23区→9:00~20:00 03-5261-3110</li> <li>○多摩→9:00~16:00 042-522-4232</li> </ul>
3	警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者暴力に関する相談</li> <li>○配偶者暴力防止法に基づく保護命令等にかかる対応</li> <li>○被害届・告訴状の受理</li> <li>○加害者に対する指導警告等の実施</li> <li>○警察本部長等の援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○DV相談→8:30~17:15 #9110または 03-3501-0110</li> <li>○各警察署生活安全担当課</li> </ul>
4	児童相談所・ 児童相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急時の子どもの一時保護</li> <li>○子どもに関する相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住所地の児童相談所</li> <li>○夜間、土・日・祝日で緊急の場合 03-3208-1121 (児童相談センター)</li> <li>○都民からの電話相談専用 →月~金 9:00~20:30 土日祝 9:00~17:00 03-3202-4152</li> </ul>
5	精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電話相談</li> <li>○アルコール相談</li> <li>○薬物相談</li> <li>○デイケア</li> </ul>	全て9:00~17:00 <ul style="list-style-type: none"> <li>○精神保健福祉センター 03-3842-0946</li> <li>○中部総合精神保健福祉センター 03-3302-7711</li> <li>○多摩総合精神保健福祉センター 042-371-5560</li> </ul>
6	人権擁護機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権相談 (電話相談・面接相談など)</li> <li>○人権侵犯事件に関する調査及び処理</li> <li>○配偶者暴力被害者への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権相談 全て 9:00~16:00 (東京法務局) 03-5689-0518 (八王子支局) 042-670-6240 (府中支局) 042-335-4753</li> <li>○女性の人権ホットライン 03-5689-0534</li> <li>○子どもの人権110番 03-5689-0535</li> </ul>

	機 関 名	配偶者暴力被害者に対する主な支援内容	窓 口・連 絡 先
7	東京弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法律相談、配偶者暴力の被害相談</li> <li>○加害者との交渉、裁判手続等を行う弁護士紹介</li> <li>○法的解決方法に関するアドバイス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般相談（東京弁護士会第2支部） 10:00～12:00 13:00～15:00 03-3581-3839</li> <li>○DV相談 （予約制・家庭法律相談センター） 月～土→9:30～16:30 03-5312-5850</li> </ul>
8	家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○裁判に関する手続きや制度等に関する相談</li> <li>○離婚の調停・裁判</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京家庭裁判所 9:30～12:00 13:00～17:00 03-3502-5888（直）</li> <li>○同八王子支部 9:45～11:30 13:15～15:30 0426-42-5195</li> </ul>
9	簡易裁判所・地方裁判所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○裁判に関する手続きや制度等に関する相談</li> <li>○配偶者暴力防止法に基づく保護命令</li> <li>○民事保全法に基づく仮処分命令</li> <li>○損害賠償請求の裁判</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9:00～12:00 13:00～17:00</li> <li>○東京地方裁判所 03-3581-5411</li> <li>○同 八王子支部 042-642-5195</li> </ul>
10	日本司法支援センター （法テラス）	<p><b>民事法律扶助業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法律相談援助</li> <li>○代理援助</li> <li>○書類作成援助</li> </ul> <p><b>犯罪被害者支援業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口の紹介</li> <li>○犯罪被害者の支援に関する制度の紹介</li> <li>○犯罪被害者の支援に精通した弁護士の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コールセンター 0570-078374（お悩みなし）</li> <li>○犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（泣くことないよ） 平日→9:00～21:00 土→9:00～17:00</li> <li>○セクハラ・DV相談 法テラス東京（火・金 10:00～12:00） 050-3383-5300 法テラス新宿（金 13:00～16:00） 050-3383-5315 法テラス池袋（木 13:00～16:00） 050-3383-5321</li> </ul>
11	東京しごとセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就業相談、カウンセリング</li> <li>○求人活動支援セミナー</li> <li>○能力開発、情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合相談窓口 月～金→9:00～20:00 土→9:00～17:00 03-5211-1571</li> </ul>

## 【参考】

12	福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性、子ども、ひとり親家庭に対する生活援護の相談、指導（生活保護、生活貸付の実施等）</li> <li>○児童・家庭の福祉に関する相談・指導</li> </ul>	<p>連絡先等に関しては、34ページからの「区市町村の配偶者暴力相談窓口」に問い合わせてください。</p>
13	区市女性センター等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性相談</li> <li>○配偶者暴力に関する情報提供</li> <li>○配偶者暴力防止の普及啓発活動</li> <li>○活動支援（スペース提供や一時保育）</li> </ul>	

## Ⅶ 区市町村の相談窓口

※特に記載の無い窓口は、土・日・祝日・年末年始は除きます  
 ※代表番号も含まれていますので「配偶者暴力の相談を希望」等と申し出てください

名 称	相 談 日 時 等	連 絡 先
1 千代田区男女共同参画センター MIW (ミュウ)	第1・3・5週水曜日／第2・4週木曜日 10時30分～15時30分 第2・4週水曜日／第1・3・5週木曜日 17時～21時 (予約制)	03-5388-0774
2 千代田区 (生活福祉課)	月～金曜日 8時30分～17時	03-5211-4215
3 中央区 (子育て支援課)	月～金曜日 9時～17時	03-3546-5388
4 中央区女性センター (女性相談)	第1・2・4・5水曜日 13時～16時 第3水曜日 17時30分～20時30分	03-5543-0653
5 港区芝地区総合支所	月～金曜日 8時45分～17時	03-3578-3111
6 港区麻布地区総合支所	月～金曜日 8時45分～17時	03-3583-4151
7 港区赤坂地区総合支所	月～金曜日 8時45分～17時	03-5413-7011
8 港区高輪地区総合支所	月～金曜日 8時45分～17時	03-5421-7611
9 港区芝浦港南地区総合支所	月～金曜日 8時45分～17時	03-3456-4151
10 新宿区 (総務課男女共同参画・平和担当)	①予約 (面接) : 月～金曜日 8時30分～17時15分 ②相談 : 月曜日 10時～15時30分 (12時～13時除く)	①03-5273-4088 ②03-5273-3646
11 新宿区立男女共同参画推進センター	①予約 (面接) : 火～土曜日 8時30分～17時15分 ②相談 : 火～土曜日 10時～15時30分 (12時～13時除く)	①03-3341-0801 ②03-3353-2000
12 新宿区 (福祉部生活福祉課相談係)	月～金曜日 8時30分～17時15分 (12時～13時除く)	03-3209-1111
13 文京区 (福祉部保護課相談係)	月曜日～金曜日 9時～17時	03-5803-1216
14 台東区 (福祉事務所婦人相談)	月曜日～金曜日 9時～17時	03-5246-1183
15 台東区男女平等推進プラザ (こころといきかたなんでも相談)	火・土曜日 10時～16時 (託児あり) 水・木曜日 17時～21時 (休館日除く、予約制)	03-5246-5819
16 墨田区 (福祉保健部保護課相談係)	月～金曜日 8時30分～17時	03-5608-6154
17 墨田区すみだ女性センター	月・水・金曜日、第2土曜日 10時～16時	03-5608-1772
18 江東区 (保護第1課)	月・火・木・金曜日9時～17時 (母子相談は月～金曜日)	03-3645-3106
19 江東区 (保護第2課)	月・火・木・金曜日 9時～17時 (母子相談は月～金曜日)	03-3637-2707
20 品川区男女共同参画センター	◎電話相談:毎週木曜日 10時～16時 ◎面接相談:毎月第4金曜日 13時～16時 (予約制)	03-5479-4105
21 目黒区 (子育て支援課)	月曜日～金曜日 8時30分～17時	03-5722-9862
22 目黒区男女平等・ 共同参画センター	火・木・金・土曜日 10時～16時 水曜日 18時～21時 (面談は予約制)	03-5721-8572
23 大田区北地域行政センター	月～金曜日 8時30分～17時	03-5764-0665
24 大田区西地域行政センター	月～金曜日 8時30分～17時	03-3726-0791
25 大田区南地域行政センター	月～金曜日 8時30分～17時	03-5713-1706
26 大田区東地域行政センター	月～金曜日 8時30分～17時	03-3741-6521

	名 称	相 談 日 時 等	連 絡 先
27	世田谷区世田谷総合支所 (生活支援課)	月～金曜日 8時30分～17時	03-5432-2848
28	世田谷区北沢総合支所 (生活支援課)	月～金曜日 8時30分～17時	03-3323-9910
29	世田谷区玉川総合支所 (生活支援課)	月～金曜日 8時30分～17時	03-3702-1734
30	世田谷区砧総合支所 (生活支援課)	月～金曜日 8時30分～17時	03-3482-5271
31	世田谷区烏山総合支所 (生活支援課)	月～金曜日 8時30分～17時	03-3326-6155
32	世田谷区 (文化・国際・男女共同参画課)	第1・3金曜日 第2・4火曜日 10時～21時 (電話相談)	03-5378-9201 (相談日のみ)
33	渋谷区生活福祉課相談係 (女性母子相談)	月～金曜日 9時～16時	03-3463-1211
34	渋谷女性センター・アイリス (悩みごと何でも相談)	火・水曜日 ともに各3～4回(火曜日は法律相談) 金曜日 13時～16時 (予約制)	03-5466-3956
35	中野区(生活支援相談担当)	月～金曜日 8時30分～17時	03-3228-8927
36	中野区男女共同参画センター	火～土曜日 8時30分～17時 面談のみ(予約制)	03-3380-6945
37	中野区(DV電話相談)	月～土曜日 9時～11時30分	03-3380-7611
38	杉並区東福祉事務所	月～金曜日 8時30分～17時	03-5306-2611
39	杉並区西福祉事務所	月～金曜日 8時30分～17時	03-3398-9104
40	杉並区南福祉事務所	月～金曜日 8時30分～17時	03-3332-7221
41	杉並区立男女平等推進センター	火～土曜日 9時～16時 (月曜祝日の場合火曜日休み)	03-3393-4713
42	豊島区(子育て支援課)	月～金曜日 8時30分～17時15分	03-3981-2119
43	豊島区男女平等推進センター	月～土曜日 9時～17時(12時～13時除く) (毎月、最終月曜日は除く)	03-3980-7830
44	北区(生活福祉課)	月～金曜日 8時30分～17時	03-3908-1144
45	北区男女共同参画センター	毎週火曜日 9時30分～17時30分 毎週水曜日 15時～20時(第3水曜日 9時30分～15時) 第1・3・5金曜日 9時30分～17時 第2・4土曜日 9時30分～15時30分 第1日曜日 9時30分～17時(予約制)	03-3913-0161
46	荒川区	月～金曜日 8時30分～17時15分	03-3802-3111
47	荒川区男女平等推進センター アクト21	◎相談予約受付:月～金曜日 8時30分～17時15分 ◎相談日:水曜日 第1週目 17時～20時 第2週目以降 10時～16時	03-3809-2890
48	板橋区立男女平等推進センター	月～土曜日 9時～17時(最終週の月・火は休み)	03-3579-2790
49	板橋区板橋福祉事務所	月～金曜日 9時～17時	03-3579-2322
50	板橋区赤塚福祉事務所	月～金曜日 9時～17時	03-3938-5126
51	板橋区志村福祉事務所	月～金曜日 9時～17時	03-3968-2331
52	練馬区立練馬女性センター	月曜日 9時～17時(祝日も実施、予約制)	03-3996-9050
53	練馬区練馬総合福祉事務所	月～金曜日 8時30分～17時15分	03-3993-1111
54	練馬区光が丘総合福祉事務所	月～金曜日 8時30分～17時15分	03-5997-7714
55	練馬区石神井総合福祉事務所	月～金曜日 8時30分～17時15分	03-5393-2802
56	練馬区大泉総合福祉事務所	月～金曜日 8時30分～17時15分	03-5905-5263

名 称	相 談 日 時 等	連 絡 先
57 足立区男女参画プラザ	①DV相談(予約不要)月曜日 10時～16時 ②女性相談(事前予約制)火・金曜日 10時～16時 水・木曜日 15時～20時	①03-3880-5224 ②03-3880-5223
58 足立区中部福祉事務所	月～金曜日 8時30分～17時	03-3880-5880
59 足立区千住福祉事務所	月～金曜日 8時30分～17時	03-3888-3141
60 足立区東部福祉事務所	月～金曜日 8時30分～17時	03-3605-7105
61 足立区西部福祉事務所	月～金曜日 8時30分～17時	03-3897-5011
62 足立区北部福祉事務所	月～金曜日 8時30分～17時	03-3883-6800
63 葛飾区(西生活課)	月～金曜日 8時30分～17時	03-5654-8284
64 葛飾区(東生活課)	月～金曜日 8時30分～17時	03-3607-2152
65 葛飾区男女平等推進センター	月曜日 10時～17時(電話・面談ともに予約制)	03-5698-2211
66 葛飾区 (子育て支援課母子相談係)	月～金曜日 8時30分～17時	03-5654-8276
67 江戸川区女性センター (女性に対する暴力相談)	木曜日 9時～17時(予約制)	03-5676-2459
68 江戸川区子ども家庭支援センター	月～土曜日 9時～16時30分	03-3877-2460
69 八王子市	月～金曜日 9時～17時(12時～13時除く)	042-626-3111
70 八王子市男女共同参画センター	月～土曜日 9時～19時	042-648-2230
71 立川市(生活福祉課)	月～金曜日 8時30分～17時15分	042-523-2111
72 武蔵野市	月～金曜日 8時30分～17時	0422-51-5131
73 三鷹市(子育て支援室)	月～金曜日 9時～17時	0422-45-1151
74 青梅市(子育て支援課)	月～金曜日 8時30分～17時15分	0428-22-1111
75 府中市女性センター	月～金曜日 9時～17時	042-351-4602
76 昭島市	月～金曜日 8時30分～17時	042-544-5111
77 調布市男女共同参画推進センター (女性の生きかた相談)	火曜日 第2・4土曜日 10時～16時(原則予約制)	042-443-1213
78 町田市男女平等推進センター	月～金曜日 8時30分～17時	042-723-2908
79 町田市(女性悩みごと相談)	月・火・木・金曜日 9時30分～16時 水曜日 13時～20時(第3水曜日除く)	042-721-4842
80 小金井市 (広報広聴課男女共同参画室)	8時30分～17時	042-387-9803
81 小平市(青少年男女平等課)	月～金曜日 8時30分～17時(12時～13時除く)	042-341-1211
82 小平市(女性相談)	月～土曜日 10時～16時(12時～13時除く)	042-345-2415
83 日野市福祉事務所	月～金曜日 8時30分～17時15分	042-585-1111
84 日野市(女性相談)	火曜日 18時～20時 水曜日9時45分～16時 (第5週・祝日除く)	042-587-8177
85 東村山市(福祉事務所)	月～金曜日 9時～16時	042-393-5111
86 国分寺市(男女平等人権課)	月～金曜日 8時30分～17時15分	042-573-4378
87 国立市	月～金曜日 9時～16時(12時～13時は除く)	042-576-2111
88 西東京市 (女性相談)	(悩みなんでも相談) 月・火曜日 10時～16時(13時～14時除く) 木曜日 15時～20時 金曜日 10時～16時(12時～13時除く) (カウンセリング)(予約制) 水曜日 15時～20時 土曜日 10時～16時(12時～13時除く)	042-450-0222

	名 称	相 談 日 時 等	連 絡 先
89	福生市（社会福祉課）	月～土曜日 8時30分～17時15分 （土曜日は12時～13時除く）	042-551-1511
90	狛江市（健康福祉部児童福祉課）	月～金曜日 8時30分～17時	03-3430-1111
91	東大和市	月～金曜日 9時～16時	042-563-2111
92	清瀬市（生活福祉課）	月～金曜日 8時30分～17時	042-492-5111
93	清瀬市男女共同参画センター アイレック	火曜日 10時～16時、17時30分～21時 木曜日 10時～16時 第1・3金曜日（配偶者等暴力専門） 10時～16時	042-495-7002
94	武蔵村山市（児童福祉課）	月～金曜日 9時～16時	042-565-1111
95	東久留米市（生活文化課）	月～金曜日 8時30分～17時 （12時～13時は除く）	0424-70-7777
96	多摩市TAMA女性センター （女性を取り巻く悩み何でも相談）	①電話：木曜日 13時30分～16時30分 ②面談：火曜日 9時30分～12時30分（予約制） 土曜日 13時30分～16時30分（予約制）	①042-355-2111 ②042-355-2110
97	稲城市（いなぎ女性の悩み相談）	第1・3水曜日、第4土曜日 10時～16時（予約制）	042-378-2112
98	羽村市子ども家庭センター	月～金曜日 8時30分～17時15分	042-555-1111
99	あきる野市	月～金曜日 8時30分～17時15分	042-558-1111
100	瑞穂町（福祉課児童係）	月～金曜日 8時30分～17時 （FAXは24時間受付・相談時は連絡先を明記）	042-557-7624 FAX 042-557-5299
101	日の出町 （子育て福祉課地域支援係）	月～金曜日 8時30分～17時15分	042-597-0511
102	檜原村（総務課企画財政係）	月～金曜日 8時30分～17時	042-598-1011
103	檜原村（ふれあい課福祉保健係）	月～金曜日 8時30分～17時	042-598-3121
104	奥多摩町（保健福祉センター）	月～金曜日 8時30分～17時15分	0428-83-2777
105	新島村（さわやか健康センター）	月・水・金曜日 8時30分～19時 火・木曜日 8時30分～21時30分	04992-5-1856



発行 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画室  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1  
電話 03-5388-3189

登録番号 (18) 35



古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を使用しています。  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。